

## II 要監視項目水質調査

### 1 要監視項目

平成5年3月、環境庁は、人の健康の保護に関連するが、公共用水域等の検出状況、健康影響等からみて、現時点では、引き続き知見の集積に努めるべきと判断した物質25項目を「要監視項目」に定めた。

その後3項目が健康項目に移行され、平成15年11月に、水生生物の保全に関する要監視項目として新たに2項目追加され、さらに平成16年3月に、人の健康の保護に関する要監視項目として新たに5項目が追加され、現在は29項目となっている。

測定結果を評価するために指針値を定めているが、指針値は長時間摂取に伴う健康影響を考慮して算出された値であり、一時的にある程度この値を超えることがあってもただちに健康上の問題に結びつくものではないとされている。

#### 要監視項目

トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェントロチオン (MEP)、イソプロチオラン、オキシシン銅 (有機銅)、クロロタロニル (TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス (DDVP)、フェノブカルブ (BPMC)、イプロベンホス (IBP)、クロルニトロフェン (CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、クロロホルム<sup>※1</sup>、フェノール<sup>※1</sup>、ホルムアルデヒド<sup>※1</sup>、塩化ビニルモノマー<sup>※2</sup>、エピクロロヒドリン<sup>※2</sup>、1,4-ジオキサン<sup>※2</sup>、全マンガン<sup>※2</sup>、ウラン<sup>※2</sup>

※1：水生生物の保全に関する項目（なお、クロロホルムは、既に人の健康に関する要監視項目に定められていたが、水生生物の保全に関する項目にも定められた。）

※2：平成16年3月に追加された項目

### 2 平成18年度調査結果の概要

#### (1) 調査地点

表2-1のとおり、河川54地点、湖沼6地点、海域21地点で調査を行った。

#### (2) 調査実施機関

千葉県、国土交通省、東京都、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市及び市原市

#### (3) 調査頻度

年1～12回（測定地点により異なる）

#### (4) 調査結果

平成18年度の調査結果は表2-2に示すとおりである。

全マンガン及びウランが指針値を超過しているが、平成16年3月に追加された項目であることから、経過を観察する。

表 2 - 1 平成 1 8 年度測定地点一覧表

区分	河川、湖沼、海域名	地点名
河川	坂川	弁天橋
	新坂川	さかね橋
	六間川	古ヶ崎排水機場
	国分川	秋山弁天橋、須和田橋
	春木川	国分川合流前
	真間川	根本水門、三戸前橋
	大柏川	浅間橋
	利根川	栄橋（布川）、水郷大橋（佐原）、河口堰
	亀成川	亀成橋
	染井入落	染井新橋
	大津川	上沼橋
	大堀川	北柏橋
	師戸川	師戸橋
	根本名川	さくら橋、根本名橋、新川水門
	派川根本名川	根本名川橋
	横利根川	横利根閘門
	与田浦川	与田浦橋
	黒部川	迎田橋、中央大橋、黒部川水門
	清水川	山川橋、清水橋
	高田川	白石取水場
	栗山川	木戸橋
	高谷川	与平橋
	作田川	龍宮大橋
	南白亀川	観音堂橋
	夷隅川	江東橋
	三原川	三原橋、小向浄水場取水口
	長尾川	上水道取水口
	平久里川	岩崎橋、平成橋
	増間川	池田橋
	佐久間川	勝山橋
	小糸川	人見橋
矢那川	平川橋、富士見橋	
養老川	持田崎橋、浅井橋、養老大橋	
村田川	新瀬又橋、江川橋、新村田橋	
都川	都橋	
葭川	日本橋	
印旛放水路（下流）	新花見川橋	
海老川	八千代橋	
湖沼	手賀沼	手賀沼中央、下手賀沼中央
	高滝ダム貯水池	坂下橋、加茂橋下流部、北崎橋、小佐貫橋下流部
海域	東京湾	東京湾 2、船橋 1、船橋 2、東京湾 3、東京湾 5、東京湾 7、千葉 1、千葉 2、千葉 3 東京湾 9、東京湾 1 0、東京湾 1 1、東京湾 1 3、東京湾 1 6、東京湾 1 8、東京湾 2 0 東京湾 2 3、東京湾 2 7
	南房総・九十九里	太平洋 2、太平洋 5、太平洋 8

表 2-2 平成 18 年度項目別測定結果

単位:mg/l

項目名	地点数	指針値	報告下限値	最小値 ~ 最大値
クロロホルム	67	0.06	0.006	< 0.006
トランス-1,2-ジクロロエチレン	44	0.04	0.004	< 0.004
1,2-ジクロロプロパン	44	0.06	0.006	< 0.006
p-ジクロロベンゼン	44	0.2	0.02	< 0.02
イソキサチオン	29	0.008	0.0008	< 0.0008
ダイアジノン	29	0.005	0.0005	< 0.0005
フェニトロチオン (MEP)	29	0.003	0.0003	< 0.0003
イソプロチオラン	29	0.04	0.004	< 0.004
オキシ銅 (有機銅)	29	0.04	0.004	< 0.004
クロロタロニル (TPN)	44	0.05	0.005	< 0.005
プロピザミド	44	0.008	0.0008	< 0.0008
EPN	34	0.006	0.0006	< 0.0006
ジクロロボス (DDVP)	44	0.008	0.0008	< 0.0008
フェノブカルブ (BPMC)	29	0.03	0.003	< 0.003
イプロベンホス (IBP)	29	0.008	0.0008	< 0.0008
クロルニトロフェン (CNP)	45	*	0.0001	< 0.0001
トルエン	29	0.6	0.06	< 0.06
キシレン	29	0.4	0.04	< 0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	29	0.06	0.006	< 0.006
ニッケル	49	**	0.001	< 0.001 ~ 0.073
モリブデン	49	0.07	0.007	< 0.007 ~ 0.021
アンチモン	54	0.02	0.002	< 0.002
塩化ビニルモノマー	44	0.002	0.0002	< 0.0002 ~ 0.0002
エピクロロヒドリン	44	0.0004	0.00004	< 0.00004
1,4-ジオキサン	44	0.05	0.005	< 0.005
全マンガン	44	0.2	0.02	< 0.02 ~ 0.30
ウラン	44	0.002	0.0002	< 0.0002 ~ 0.0072

(注) ・クロルニトロフェンの指針値 (\*) は安全性評価が終了するまでの間は設定しないものとされている。  
 (平成 6 年 3 月 15 日付環境庁水質保全局長通知)  
 ・ニッケルの指針値 (\*\*) は毒性評価が不確定であることから削除された。  
 (平成 11 年 2 月 22 日付環境庁水質保全局長通達)  
 ・水生生物項目としてのクロロホルム、フェノール及びホルムアルデヒドの指針値は、まだ水生生物の保全に係る水域類型の指定が行われていないことから、設定されていない。  
 (平成 16 年 3 月 31 日付環境省環境管理局水環境部長通知)